

正しくお早めに

確定申告

2月16日(金)～3月15日(木)

☎課税課 ☎ 36-7140 島田税務署 ☎ 37-3121

階) / 2月23日(金)

※各会場とも、午前9時30分～午後3時(正午～午後1時を除く)

※収支内訳書が必要とする所得や譲渡所得のある人は、歩歩路会場で申告してください。

所得税および復興特別所得税の申告

申告が必要な人

◎ 自営業者など / 事業・農業・不動産所得や、土地・建物を買った所得があり、所得の合計額が所得控除額を超える人

◎ 給与所得者(会社員など) / 給与収入が2000万円を超える人。2カ所以上から給与を得ている人。給与以外の所得の合計額が20万円を超える人

※公的年金の収入額が400万円以下で、それ以外の所得額が20万円以下の人は、確定申告は不要です。ただし、還付を受けるためには申告書の提出が必要です。

市・県民税の申告

▼確定申告する必要がない人でも、平成30年1月1日現在島田市に居住し、次のいずれかに該当する人は、市・県民税の申告が必要です。

◎ 営業・農業・不動産など給与以外の所得があった人

◎ 社会保険料や配偶者控除など、所得控除を受けようとする年金受給者

◎ 勤務先から「給与支払報告書」が提出されていない人

申告に必要なもの

◎ 印鑑、「確定申告のお知らせ」ハガキまたは申告書(郵送された人)

◎ 申告者のマイナンバーカードまたは通知カードと身元確認書類(運転免許証など)

◎ 源泉徴収票の原本(給与所得や公的年金所得など)

◎ 収支内訳書や青色申告決算書(事業所得など)

◎ 納付証明書(国民健康保険税、介護・後期高齢者医療保険料など)

◎ 控除証明書(国民年金、生命保険料、地震保険料など)

◎ 医療費控除には、医療費控除の明細書や医療保険者が交付した医療費通知書(医療費の領収書でも可)

※国保高額療養費該当者は高額療養費支給決定通知と領収書(先に国保年金課へ申請)。詳しくは国保年金課(☎36-7151)へ

※6カ月以上寝たきりの人のおむつ代医療費控除には、主治医が発行する証明書(2年目以降は長寿介護課が発行する確認書)

◎ 障害者控除対象者認定書(障害者手帳を持たない65歳以上で、6カ月以上寝たきりまたは重度の認知症の人)。詳しくは長寿介護課(☎34-3294)へ

◎ 住宅借入金等特別控除には、家屋の登記事項証明書、契約書の写し、年末残高証明書など

◎ 所得税の還付には、預金口座番号(申告者本人名義)の分かるもの

■島田税務署からのお知らせ

【住宅借入金等特別控除】の説明会を開催します

▼住宅ローンなどを利用して、家を新築・購入・増改築などをした人を対象に、説明会を行います。その場で申告もできます。とき / 2月14日(水)・15日(木)

午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分

ところ / 地域交流センター「歩歩路」多目的ホール

※金谷・川根地区の人は15日(木)、それ以外の地区の人は14日(水)にお越しください。

【税理士による無料税務相談所】

▼税に関する相談や申告ができます。来場の際は、昨年の確定申告書(控)などをご持参ください。とき / 2月23日(金)

午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)

ところ / 金谷公民館「みんくる」会議室4

【便利な「確定申告書作成コーナー」をご利用ください】

▼国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、申告期間中、24時間いつでも申告書が作成できます。作成後は、印刷して郵送してください。

http://www.keisan.nta.go.jp

確定申告会場・受付期間
とき / 2月16日(金)～3月15日(木) 午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)
ところ / 地域交流センター「歩歩路」多目的ホール
※会場には駐車場がないため、市役所駐車場または公共交通機関などをご利用ください。
※受付終了は午後4時です。混雑状況により、受付終了時間を早める場合があります。
※待ち時間を利用して、マイナンバーカードの申請ができます。
【出張申告】
◎ 川根支所 大会議室(2階) / 2月21日(水)・22日(木)
◎ 金谷公民館「みんくる」集会室(2